

原子力損害賠償支援機構

第9回運営委員会

平成24年2月3日

原子力損害賠償支援機構

午後3時59分 開会

○下河辺委員長 それでは、原子力損害賠償支援機構の運営委員会のメンバーがおそろいになりましたので、開会をいたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

ただいまより、第9回の運営委員会を開催いたします。本日は、田中運営委員はお差し支えでご欠席をされております。

本日は、自由化部門の電力料金値上げの経緯、内容、今後の方針等について東京電力よりご説明をいただくため、西澤社長にお越しいただきました。それでは、まず初めに、西澤社長からご発言をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西澤社長 西澤でございます。日ごろは当社本当に厳しい情勢の中、ご指導ご支援を賜るとともに、本日はご説明の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。ここから座らせてご説明させていただきます。

今回の自由化部門の料金の値上げの願いの関係で、ご心配、ご不快の念を抱かれてしまった面があったことにつきましては、率直にお詫びを申し上げたいと思います。ご案内のとおり、大幅な燃料費増の状況等、私どもの極めて厳しい経営状況をご説明申し上げてきておりますが、12月に値上げの願いをしたい旨申し上げさせていただきました。以来詳細を詰めまして、今回のタイミングで1月17日に発表させていただきました。このため機構の皆様方には最終的なご報告ご説明等十分にできなかったことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

今回お願いしております値上げにつきましては、私どもといたしましては説明責任を十分に果たすべく引き続き各方面に丁寧に説明し改善策を図ってまいりたいと思っております。とりわけ政府や東京都様からもご指摘いただいております中小企業のお客様などを中心として本当に厳しい経済情勢の中、今回のお願いにつきましてもぜひともご理解いただけますよう、一層丁寧に何度でも足を運んでご説明をというふうに思っております。他方、規制部門のお客様への電気料金につきましては、今後有識者会議の中で総括原価制度の運用見直しの議論を踏まえまして申請させていただきたいと考えておりますけれども、料金変更が認可されれば原価全体、コスト全体の見直しが確定することとなりますので、その結果については自由化部門に反映してまいりたいというふうに思っております。その際には、増分コストについては極力吸収させていただき、見直し後の料金が今回の水準を下回るよう最大限努めてまいり所存でございます。

ます。

いずれにいたしましても、今後総合特別事業計画策定に向けまして引き続き十分ご説明をさせていただきますながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、今回経営の合理化、合理化の徹底につきましては、昨年12月に策定しましたアクションプランの内容を先取りして全額反映することといたしましたが、この点につきましてもその内容について丁寧に説明してまいるとともに、さらに徹底した合理化を深掘りしてまいり所存でございます。

なお、損害賠償のお支払いにつきましては、昨年の段階で遅滞が生じまして被害者の方々だけでなく機構の皆様にもご心配をおかけしましたけれども、社員の増強や業務運営の改善等を図りまして、ようやく処理が軌道にのりつつあります。滞留している量もかなり減らすことができいております。これに加えまして、今般自主的避難等に係る賠償の対応につきましては3,500名程度増やしまして専任の組織をつくりまして、要員合計で1万人を超える形になりますけれども、この自主的避難等につきましては、各自治体の皆様のご支援をいただきながら、今年の3月を目途に損害の賠償業務を開始したいと考えてございます。こうした行動を通じまして、昨年末に枝野大臣よりいただきましたご指示にお答えしてまいりたいというふうと考えてございます。

また、新聞等によりまして和解仲介案を尊重していないのではという報道がなされております原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRでございませけれども、そこから提示されました事案につきましては、現在和解仲介の手続きが継続中でございます。当社としては、本手続きの中で被害者の方との和解が成立するよう最大限これもよく話し合っ解決を図っていきたくと思っております。

今後ともADR和解案尊重をはじめとして、緊急特別事業計画で掲げました真に親切的賠償のための5つのお約束、これにつきましては揺るぎなく引き続き実践させていただくことをお約束させていただければと思っております。

以上申し上げた点も踏まえまして、昨年末に提出しました追加資金援助申請につきましては、何とぞ緊急特別事業計画の変更等をお認めいただくよう切にお願いする次第でございます。

私からは以上でございます。

○下河辺委員長 運営委員会へのごあいさつ、ご説明、ありがとうございました。運営委員長としてこの機会に東京電力に一言申し上げさせていただきたいと思っております。

先般、東京電力が自由化部門における料金値上げを発表されるに当たりまして、その詳細について当機構の運営委員会に対し事前にご報告いただく機会がなかったことは極めて遺憾に存じております。総合特別事業計画策定に向けて、計画にかかわってくるような東京電力の経営判断等については、今後ぜひ前もって当運営委員会へご報告をお願いしたいと考えております。

本日はこの後、自由化部門における料金を巡る考え方につきまして改めてお越しいただいております西澤社長ご自身からご説明をいただきますが、今後お客様に対して説明責任を十分に果たすべくユーザーの目線に立って、丁寧に理解を得るべく努力していただくよう強くお願いを申し上げます。

また、今後総合特別事業計画の策定に向けて、コスト削減をさらにいっそう深掘りしていくこととしております。その深掘りの結果につきましては、御社が検討しているところの規制部門の料金改定に当たっての原価の見直しも踏まえて、自由化部門の料金についてもこれを反映させていくべきものと考えております。引き続き徹底したコスト削減に取り組んでいただくよう強く求めるものであります。

最後になりましたが、本日の運営委員会では西澤社長のただいまのごあいさつにもありました年末に申請がなされた賠償のための追加資金援助に関して、緊急特別事業計画の変更について審議することとしております。賠償支払いが円滑に進むよう、改めて東京電力において最大限の努力を強くお願いするところでございます。

運営委員会の委員長からの冒頭でのごあいさつは以上でございます。

以上をもちまして、プレスの方は退出をお願いいたしたいと思っておりますので、お願いをいたします。

(プレス退室)

○下河辺委員長 それでは、ただいまより東京電力の西澤社長より自由化部門料金の値上げにつきまして、ご説明をお願いいたしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○西澤社長 お手元に資料がございますので、これに沿って値上げにつきまして今どういう、各方面にいろいろご説明しておりますけれども、どういう状況にあるか、それから新しいメニュー等どう考えているのか等も含めてご説明させていただき、後でいろいろご質問等受けさせていただければと思っております。

最初に、おめくりいただきまして1ページのところでございますけれども、これは先般1月17日のときに料金算定の考え方という形でご説明した、これが一番わかりやすいイメージ図で

ございます。今回は原価の中で燃料費等だけを取り出して、この分の増分を反映させていただき、その増分に対して②というところでありませけれども、経営合理化によるコストダウン分、これを先取りして差し引いたと、控除したというのが今回の構図でございます。

ですから、左のほうに平成20年の現行料金の前提と今いただいている料金の前提のうち、燃料費の変化分だけを取り出して、その増分に対して②の経営効率化によるコストダウン分、これを差し引いて今回の燃料費の増分の単価を、一律ここに書いてあります2円51銭、これは税込前の数字でございますけれども、これを一律産業のお客様に適用させていただくという内容でございます。

次の2ページのところでございますけれども、ここは今のお客様へ、先ほど委員長の方からもありましたけれども、よく説明するというのがどうなっているのかという形、エの対応にもございますけれども、2ページのところでお客様への今の現時点での説明状況を最初にちよつとご報告させていただきます。

1月17日以降、そこに、1、2、3という形で書いてございますけれども、1つは各種団体これは商工団体様という形で商工会議所、商工会等、これはもう160団体ございますけれども、それに今回の値上げの考え方それから水準等についてはご説明させていただいているところでございます。業界団体にもご説明させていただいております。②のところで大口のお客さま、特に500KW以上、これ1万5,000口ありますけれども、これは個々に最初に電話・メール等でご説明した後直接訪問して、これ1月中にほとんど終わってございます。この500KW未満の方への対応については後ほどご説明させていただきます。

あと、地方自治体の方にも、そこに書いてございますけれども、各都県につきましては1月17日の週にもうご説明を致しまして、あと区市町村につきましても一応お伺いしてご説明は終わってございます。これが今の状況でございます。これはこれで終わりというわけではなくて、ご質問等東京都も何回も受けておりますので、これは今日これから来週にかけて詳しくまたご説明という形でさせていただいております。

3ページ以降は、運営委員の皆様方も含めて皆様ご存知のところ、経営合理化のところはなかなかピックアップされなくて、結果だけが17パーセントとかという形があったものですから、この中にはまさに支援機構と一緒に第三者委員会のと時から延々とやってきました経営の合理化の内容をもう一回よく説明しなければいけないという形で、この2ページ以降6ページ、7ページまでわたっておりますけれども、これをきちっと説明するように今してござ

います。全然合理化とかをやってないとか、どうなってるんだという話がストレートにあるものですから、ここはきちっと前もって説明しなければという形で入れてございます。

3ページのところは総括でございまして、左の方でアクションプランの概要でございまして、今回24年度の目標という形で907億ですけども、全部で1,934億、人件費とかその他経費が700億、900億という大きな柱になりますけれども、この分についてはもう先取りしてコストダウンを織り込んでございますという形でご説明させていただいております。

あと4ページ、5ページ、これはもうご説明を省かさせていただきますけれども、これはこういう形でアクションプランというのを支援機構の皆様と一緒に合意して作り上げてきたというので、これを全部人件費についてはこういう形で給与も含めて削減のやつで織り込んでございますとか、福利厚生、退職金も給付についてはこういう形で率を、下限を下げてこれを織り込んでございますとか、この辺を全部説明してございます。

それから、6ページのところは寄付金とかは中止してございますし、普及関係もコマーシャルとか節電のお願いを除いてないとか、ここら辺も全部ご説明してございます。

それで、7ページは資産、参考についても資産についてもいろいろご質問等あるものですが、一応3年以内という形で関係ないしは不動産の売却を進めているという形で、少しは多くなっているのは例示を出したりという形でご説明させていただいております。

それで8ページ目でございますけれども、これが小口と申しまして契約電力500kW未満、どちらかというと中小企業の工場の皆様、ビル等の、中小のビルがここに該当しますけれども、この方々への対応でございます。下の方に①でございますけれども、このお客様が、先ほど大きいお客様が1万5,000口に対して22万口と非常に大勢、本当にマスの世界のお客様でございます。これにつきましてはそのこの上の方に絵を書いておりますけれども、今月から順次お願いという形で、これは内容も含めて、私の手紙も添えてお送りを始めてございます。これをお読みいただいて、いろいろ問い合わせがありますから、これはもうこの高圧のお客様専用のダイヤルの番号お示ししてございますので、これにもどんどんかけていただいてご質問にお答えすると。どうしても直接伺いたいというときは当社の営業マンが出向いてきちっとご説明するという形にさせていただいております。これは今後一番大きい数のお客様になりますので、ここへの対応は丁寧にしっかりやらなければというふうに思っております。

それから、9ページ以降は今回ピークの需要を抑制するという料金のメニューについてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、9ページのところでございますけれども、従

来から需給調整契約という形でピークを抑制する、そこにちょっと書いてありますけれども、平日に休業日を、休んでいただくとか、昼休みをずらしていただく、それから本当に厳しいときはその日の朝に連絡して緊急的に電気の使用を調整していただくというメニューをずっと従来やってきたわけですけれども。去年の夏いろいろ使用制限のあれもありましたけれども、お客様に今恒常的に需要の抑制をしていただくという形で非常に産業界のお客様からご不便というのもあり、当日の朝依頼されてもなかなか対応が厳しいというお声もいただいておりますので、一番最後のところに書いてありますけれども、需給の状況が厳しい時にあらかじめもう少し前にご連絡して需給、需要の抑制を図ってもらえないかというのを考えたのが、10ページに書いてあるメニューでございます。

2つ大口と小口という形で書いてありますけれども、大口というのは500kW以上で、大きな工場、ビル等でございますけれども、ここは調整がかなりコントロールがきちっとできるという状況でございますので、そこにちょっと書いてありますけれども、工場の発生時の、当日というか、前の日に大体翌日天気予報等である程度予想もできますので、その時に前日の決定、連絡をいたしまして翌日の指定の時間、3時間でございますけれども、そこを一定規模以上の調整をしていただくと、それに応じて割引をさせていただきます。

下の方は、500kW未満でございますけれども、ここは前の日といってもなかなか調整が難しいという形で、これは前の週の金曜日に翌週調整が必要かどうかというのをこちらのほうで判断させていただいて、厳しい場合は翌週の平日のある時間帯についてやっていただければその分は割り引くという形で、こういうメニューをご用意して、恐らく今年の夏も需給は非常に厳しいと思っているものですから、お客さんにとっても我々にとっても需給の安定化を図るためにも、こういうメニューをご用意させていただいて図っていきたいというふうに思っております。

参考に書いてあるのは、今既存のメニューでも季節別時間帯別の電力という形で、これは電気の使用をピーク、昼間から夜間へシフトしていただくという契約、それから12ページのところは休日にシフトしていただければ、ここの稼働を高めていただければその分料金が低減しますよというメニュー等はずっと用意してございますので、ここも個々にコンサルも含めてこういう形でできますかどうかということも含めて、全体として安くできるようにお客様といろいろ話し合いながら、きめ細かく対応していければというふうに思っております。

14ページも同じような需給調整関係のメニューを説明してございます。

最後に15ページのところでございますけれども、先ほど冒頭のあいさつでも申し上げさせていただきましたけれども、規制部門の料金改定時の対応という形でございます。規制の総原価を見直した形で総合特別事業計画を踏まえて申請をという形で思っておりますけれども、その特許に、今有識者会議で料金制度の総括的な制度の見直しがされておりますので、その結果を踏まえた形になろうかと思っております。恐らく総合特別事業を踏まえて、その後申請したとして、手続き的には特別監査みたいなのがお役所の方からありまして、それから公聴会があり、恐らく昔は部特という部課特別委員会等がありましたけれども、今は消費者委員会になるのではないかと考えておりますけれども、そここのところでもいろいろご審議いただいて、最終的には経産大臣の認可という形になります。そこで最終決定がありますので、そこで結果を踏まえて報酬率とかいろいろどうなるのかというのがございますので、その結果を踏まえた形で、自由化の料金のほうへその結果を反映させていきたいというふうに思っております。

そういう意味で、なるべく値上がるというか上昇する分も固定費等で出てくる可能性も今詰めてますけれども、あるとは思うんですけれども、そこはなるべく飲み込みつつ、コストダウンを織り込んでという形では思っておりますけれども、今現在いろいろ作業というか詰めている段階ですので、細かいところどうのこうのというのはちょっとまだ申し上げる段階でなくて申しわけなのですけれども、考え方としてはこういう方向でいきたいというふうに思っております。

それから最後に、16、17のところはご参考までの内容でございます。16ページは産業用で、これは高圧と特別で、これは本当に個々のお客様によっていろいろ使い方も違いますし、ボリュームも違いますのであれですけれども、これいろいろモデルを標準約款のときどうなりますかという形ありますので、モデルに当てはめて過去のあれをプロットしたものでございます。実線が実際に高圧需要、特別高圧のお客様がお支払いいただいている、実際過去の単価というものをプロットしてあります。点線でプロットしてあるのは、これは燃料調整を込みで実際の単価、実線の方ははじいてありますけれども、下のほうにちょっと見ていただくとわかりますように、為替レートと原油価格で近年は原油価格がかなり上がってございます。下の方にありますけれども、直近ですと21年度は69ドル、これは年度平均でございますけれども、それが84ドル、113ドルという形で上がってきてますので、それに合わせて燃料調整という形で外部的な影響は調整条項という形で、これは経営努力でもいかんともしがたいというのもあって今の仕組みはそれを反映していくという形になっております。

点線の方は燃料調整を除いたので見た形でございます、下の17ページに総括原価の推移というのが書いてございますけれども、燃料費を除いたところでは全体のコストというのは下がってきてございますので、その分を反映した形で燃料の方を除けば料金は全体的には今下がって、過去10年を見ても、下がってきているというデータでございます。

以上が料金の値上げについて今我々としてやってる状況の説明を、お客様に対してどういう説明の状況にあるかということを中心に説明させていただきました。すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○下河辺委員長 西澤社長、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご出席の方からご意見ご質問等がおありになればぜひちょうだいいたしたいと思いますが。若干時間の制約がありますけれども、簡潔にご意見ご質問をお述べいただけたらと思いますけれども。委員長のほうからのご指名で恐縮ですが、では皮切り、きょうは[]から。

○[] どうもご説明ありがとうございました。私の要望といいますか質問につきましてメモを用意しましたので、後ほど詳しく事務局のほうからお渡しさせていただきたいと思いますが。

幾つかそのポイントを申し上げますが、今回17%という値上げですが、この値上げの根拠です、具体的にどういう原価をベースにして、どういうコストを加算して17%が出てきたのか、それを定量的に明らかにしていただきたい、これが1つですね。

もう1つは、自由化料金が17%なわけですが、規制料金が何%になるのか、これはX%ですが、それをあわせてトータルでいくらのパーセンテージになるのか。そして、それが収支計画との絡みでどう整合していくのかということ、これを明らかにしてほしいということ。これは具体的な非常に細かい話になりますが、今回の17%の値上げを各企業さんにいろいろお願いされているわけですが、その中には一部30%とか40%値上げになってしまうという悲鳴も聞こえてきているわけです。というのは、恐らくこの企業ごとの値上げの契約内容ですね、例えばピークカットであるとか深夜であるとか休日であるとかそういう割引率の変更というのがいろいろあるんだろうと思いますが、そういうものをまともに計算して30から40というところも出てきているという、そういう悲鳴があります。

したがって、今企業さんにお願いしている値上げの詳細をできる限り明らかにしてほしい。どういうことをお願いしているのか明らかにしていただきたいと思います。

あと、これは建前で申し上げますが、今の値上げについてのご意向は機構と微調整のものであるということは先ほど社長おっしゃられたわけですが、そういう前提での交渉といたしますが企業へのお願いが進んでいるわけですが、これは明らかに片手落ち、実態は企業に一方的に負担をかけているという状況だと思しますので、建前で申し上げれば、値上げ交渉をストップしてほしいということでございます。

しかし、ここまで皆さんの仕事が進んだ状況を考えれば、ストップというのは現実的な話ではないと思しますので、どうか我々との間で最終的に合意したアップ率あるいは値上げ金額がはっきりした時点で、精算されるような措置をとっていただきたいということでございます。

以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

後ほどメモという形でお手元にお渡しすることができるかと思えますけれども、ご質問の内容大分詳細にわたるところもございますので、これにつきましては御社において準備が整い次第、機構を通じましてご回答いただくという形で結構だと思いますけれども。今ざっとお聞きした限りで概括的な形で何か社長なりご出席の方からご回答いただく点をお願いしたいと思えますが。

○西澤社長 詳細は機構を通して [REDACTED] のほうにまたご説明させていただきたいと思っております。根拠につきましては、先ほどちょっとこういう棒グラフみたいなものを入れさせていただきましたけれども、実際は本当に燃料費のところを全部はじきまして、一応アワーで割った単価のあれで、これはマスコミにもオープンにしていますけれども、恐らくこの燃料費がどうかというところをもうちょっと詳しく、恐らくお客さんによっては知りたいということあると思しますので、これはどういう燃料費がどのぐらい見込んで、LNGとか石油とかいろいろありますから、そこは個別のお客様にはきちっとご説明をさせていただこうと思っております。

何で17%と出てきたのかというのがありますけれども、これはこの算定式をここに記載して示してありますので、これに基づいてあると。この中にも先ほど言いましたけれども、合理化によるコストダウンというのは71銭控除してというのが書いてありますので。その内訳は先ほどちょっとご説明した形です。

それから、いろいろな今回燃料を、これは高圧のお客様が特高のお客様もすべて燃料費ですから、均一にというか同じようにご負担していただくということになるものですから、皆さん一人一人によってお値段の水準が違うんですね。これ使い方とか特高と高圧の電圧の違いとか

いろいろありますけれども、そこに燃料費というのは皆さん同じですから、そこに差別はないものですから。それを2円50銭とかという形で上げますと、どうしても料金の水準が低い方が値上げ率がどうしても高くなってしまいます。2円50銭を10円で割るか7円で割るとか15円で割るとかで率が違ってきちゃうもんですから。そういう形で入れてきて。

ただ、 おっしゃったように、個別的にはいろいろ使い方のパターンが違いますし、それは先ほど言ったメニューとかこういう形でやればもっと安くなるという形で、実際はそういうので割れば20%とか30%という形のお客さんがいることは確かでございますので、そこはもう個別にいろいろなメニューを駆使してもっとご負担を少なくできないかという形で。ここはもう本当に千差万別でありますので、個別に対応させていただくということでございます。

それから、今全体を詰めておりますので、総合特別事業計画をつくるときには今の有識者会議のあれを踏まえた形で大体今まとまっていますので、そこを踏まえた形で収支のところにそれをどう織り込むかというのは今機構のほうといろいろやっていますので、それを踏まえてまた全体的な、もちろん値上げのあれもありますけれども、全体を通じて収支とか先々どういう形で資本政策も含めて全体的な形でいろいろご議論させていただければと思っております。細かくは事務局を通じてお答えさせていただきます。

○ そうですね、社長にお答えいただくような内容ではない部分がたくさんありますので。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その他の委員の方、

○ 最初はコメントなので答えていただく必要はありません。2番目のほうが質問です。

まずコメントです。大分以前に家庭用も4月から値上げをしたいということを言われたときに、企業向けについては大半の契約は4月からであり、年度途中からの改定が極めて難しい。家庭用なら年度途中でも規制料金をが上げられる可能性があるけれども、自由化範囲の料金の改訂は年度途中では非常に難しいので、あわせてどちらも4月にやりたいというようなことを伺ったはずです。そのときの理屈は、繰り返しになりますが自由化部門では年度の途中の改定は難しいという理由でした。今回いただいた資料の15ページのところでは、仮に規制料金が変わったとすれば、さらに自由化領域の料金もそのタイミングで見直す出ていています。あのときの説明と大分違う、年度途中には自由化領域の契約は変更できなかったのではないのか。そ

の後、値下げ改訂は年度途中でもできると言うことなのかと考えました。実際前例もあるわけですから。しかしそう考えると、今回の改訂は年度途中に下げることができるが上げることはできないので、高めの料金をふっかけている、本格改訂するより高い料金をつけているのかとの疑念を招きます。更に一方、資料の別の箇所では詳細に検討してみないと年度途中の見直しで上がるか下がるかわからないとのこと、私は大分頭の中が混乱しています。

現時点での説明の理屈は十分わかるので改めて説明していただく必要はありません。しかし、現時点での理屈はかつて説明された理屈とだいぶ違うという印象です。一貫した理屈の話聞いたという印象を受けていません。その点では多少不信感があります。提案の内容がその時々情勢に合わせて変わるの理解できますが、その内容の背後にある理屈がころころ変わっては信頼を失います。今の時点でのご説明は十分よくわかりましたので、問題は単に説明の仕方が悪いただけかもしれません。しかし不信感をもたれるような、そういう印象を与えたということだけは一応気にとめておいてください。

それから、2点目。こちらは質問です。同じ15ページの3点目のところ、現時点ではコストの増減を反映した総原価を見通すことは極めて困難とあります。有識者会議の結論もまだ出ていない段階では当然見通すのは困難だというのはよくわかりますが、ここの書き方だと増加することもあり得、減少することもあり得、それで仮に増加するという事になったとしても、最大限努力して増加しないように努めますと書いてあるように見えます。具体的に本格改定をしたとすれば、コストが上がる要因は、詳細に述べることは無理だというのはわかりませんが、大ざっぱにどんな要因で上がりそうかを教えていただけないでしょうか。なぜなら、私は下がりそうな要因は山のように挙げられます。上がる要因はすぐには思いつかないので、具体的にこんな要因があるという点を教えていただけないでしょうか、これが質問です。

○下河辺委員長 お願いできれば。

○西澤社長 今細かいところは [REDACTED] がおっしゃったように今詰めていますのであれですけども、吸収できている思いはありますけれども、例えば緊急時でかなりガスタービンとかいろいろつくりました、リースも含めてありますけれども。その分のコストというのはやはりふえる要因としてあるのかという形は思っています。もちろんコストダウンという形でかなり下げてきていますので、その部分のこともというのはありますけれども。ここはあと報酬率も含めてどうなるかといろいろありますので、そこは全部全体を見てという形で思っています。

それから、最初のほうのあれはちょっと説明がいろいろしていたかという形はあるんですけども、基本的にずっと私一貫して思っているのは、経営が非常に厳しいものですから、もしくはコストダウンを徹底してやるという形でいろいろな方策の中で、やはり値上げというのは本当に皆さんのご理解を得なければだめなのですけれども、値上げをしないと経常の費用、賠償を除いて経常の費用さえまかなえないというともう企業はつぶれるしかないものですから、そこはなるべく早く手を打ちたいという気持ちから、なかなか何月というのはこっちが決めつけるわけにはいなくて、手続きとかご理解を得るといのは大前提になりますけれども、その思いがあって、言葉として例えば早ければ早いほうがいいというようなことは言ったことは事実でございますし、ご理解をなるべく得るといことは大前提ですけれども、それを得て早ければ早いほうがいいというのが今の経営の実態を考えるとそういう気持ちは強く持っていますけれども。

いずれにせよ、さっき言いましたけれども、説明をしっかりと理解が得られなくてやると信頼を失っちゃうものですから、これ以上信頼を失うわけにはいきませんので、という思いで何しろ説明だけはしっかりとさせていただくという形でございます。

細かいところの詰めはまた先生のところでいろいろご説明をこの場でもすることあると思いますので、そのときに。

○ [] 一応念のために申し上げます。ガスタービンだとかの投資があって、資産がふえている可能性があるわけで、そうすると報酬率がもし変わらなければ料金が上がる要素になり得るといのはわかります。しかしこの点は事前に鈴木部長にお伺いし、その点については資産は減っているといことの回答は既にいただいております。資産が減っているのにもかかわらず、今のご説明がどれぐらい説得力があるとお思いでしょうか。聞く人が聞けばわかると思います。私はほとんど納得していません。私には真摯な回答には聞こえませんでした。以上です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

○ [] ご説明ありがとうございます。まず、今非常に社長のほうから厳しい経営状況にあるというのはそのとおりだと思いますし、燃料の増分を合理化で飲み込むなんていうのは不可能というのもよくわかります。ただ、機構と東電の間がうまくいってないとかぎくしゃくしているというような印象をマーケットに与えるということは結果的に非常によくないことだ

と思いますので、非常にその辺のセンシティブティを考えるとやはり事前によく相談をするというのは基本ではなかったかというのがまず総合的なコメントです。

それから、2点目なんですけれども、確かに為替レートとか燃料費の増加分というのは経営努力で何とかできる問題ではないというのはそのとおりで、ただそれはほとんどの企業、すべての企業がそうなんです。燃調制度があるので、もちろんサーチャージですからこれは、その分についてこれはいたし方ないというふうにも聞こえたんですけれども、やはり原価の例えば天然ガスの価格とか、この前質問したところだと16%相当が、LNGをスポットで調達されているというお話だったわけなんですけれども、できるだけ構造的にそういう原油の価格が上がることを前提にして、さまざまな要因で振れ幅が大きいスポットというものに対する依存度を下げていくとか。これは恐らく東電さんだけではできない問題だろうと思いますし、もう少しどれだけ安くガスを調達できるか、あるいはプライシングフォーミュラーを原油リンクの現行から変える。これも東電さんだけでできることではないと思いますけれども、もう少し燃料調達の構造的なところに、これも短期的に1年でできるとは思いませんが、中長期的に取り組んでいかないと、常にその部分は全部市場まかせで、そこはもういたし方ありませんという対応だと、これはやはりサーチャージ全部アドオンされて料金に反映されるというのはやはりいかなものかと思いますので。その点については一緒になって考えていきたいと思います。これは質問ではなくて、そういう意見でございます。もし何かご意見ございましたらぜひ伺いたいと思います。

○西澤社長 [REDACTED] おっしゃるとおりでございます、今これずっと長い歴史もあって、原油価格リンクのフォーミュラーでなっていることは確かです。これはもうやはり石油というのが圧倒的に強かった時代のときに何か指標をといて、LNG需給のときに相対的な形でという形でやったんですけれども、今LNG自体がそれだけ大きなマーケットになってきていますので、特にアメリカ、ヨーロッパ、アジアという形、3つあるような形ですけれども、いずれはそういうのをリンクさせた形で、原油価格とはなるべくリカップリングする仕組みというのを、これは我々も思っていますし、ガスさんも思っていますし。この間韓国の電力とかガスの人と話したときに、彼らも同じなんです。ですから、ちょっとそこら辺はまさに時間は少しかかるかもしれませんが、大きな課題として [REDACTED] と、認識は私も十分強く持っていますので、いろいろ我々としても考えていきたいというふうに思っております。

○下河辺委員長 [REDACTED]

○ [] いいです。

○ 下河辺委員長 では []

○ [] ご説明ありがとうございました。私から1点だけコメントといたしますか、お願いがございます。今回の17%値上げについてですが、ご発表時点で機構へのご説明はなく、私どももマスコミの報道でその事実を知りました。また、特に小口のお客様の場合にはマスコミ報道を通じて知ったというケースも多かったと推察されます。

西澤社長が先ほどおっしゃったように、東電として経常的な収益も補えないような形になっているという内情はよく理解しています。ただ、今各企業の第三四半期の決算発表が行われていますが、各社の業績はそれほどよくありません。もちろん、まだ電力料金の値上げの影響はまだですから、円高等の外部環境やそれぞれの企業の経営に起因してのことですが、大変厳しい。

そうした中で、東電だけが生き残るために、他の大企業の方々、またそのバリューチェーンを形成している中小企業の方々がの経営が犠牲になってしまって良いのか。厳しい言い方ですが、東電だけが生き残っていても仕方がないのではないのでしょうか。

私が申し上げたいのは、こうした状況なので値上げをしてはいけませんという話ではありません。もう少し大口小口のお客様、規制料金含めて、お客様のことをもっと研究していただきたいのです。メニューに関しても現在の既存メニューをどうやって適用するかという先ほどお伺いした御社のご発想から、もっとお客様の実態に合った形でわかりやすいメニューを開発するという方向へと、もう少し発想の転換をする必要がるのではないのでしょうか。ご説明では、お客様にコンサルティングをするという点がありました。これは非常にいいことだと思いますが、メニューそのものは既存のものをベースとしていたように思います。

今回ご提案いただいたメニューについては高く評価させていただいておりますが、必ずしも十分とは言えません。お客様のほうを向いたメニュー開発、これを継続的に行ない、新しく開発されたメニューの提示とともに値上げをお客様にご理解いただくという方式でないと、先ほど西澤社長がおっしゃったように、誰も信頼してくれなくなってしまうのではないのでしょうか。その点が私の大変懸念しているところでございます。

以上でございます。

○ 西澤社長 よくわかりますので、メニューといたしますか料金の仕組み、今度は規制もいろいろありますけれども、そのときもいろいろな新しい実態に合ったのを考えていかなければいけ

ないと、ここは我々の責任ですので、知恵を出していくと、それは肝に銘じて今後とも努力してやっていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

○下河辺委員長 それでは、ご意見ご質問、この程度でよろしゅうございますかね。

最後に、委員長から一言お願いですけれども、今後は改めてこの料金値上げ問題に限らず、説明責任ということについては十分意を用いてやっていただけるということについては信頼を申し上げたいと思いますけれども、その説明責任のさらに一步前の、現在東京電力が置かれている立ち位置といいますか、それについて世間、社会がどのような目で現在の東京電力という存在を見ているのかということについて、常に改めてその思いをいたしていただいて、それをしっかり踏まえた上で、万般遺漏のない説明責任を十分果たしていただきたいというふうに委員長等は思っておりますので。

とにもかくにも、3月中に総合事業計画というものを当機構と東京電力の総力を挙げてとりまとめていくという作業が待っておるわけですけれども、これを実現するためには改めて言うまでもなく、大変な山が待ち構えて、料金問題に限らず待ち構えておりますので、改めて御社においても現時点における東京電力の立ち位置というものを、井の中から見るということではなしに、ある意味では世間がどういうふうに見ているのかなということについて常に思いをいたして一緒に作業を進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お忙しいところきょうはお運びいただいて、ありがとうございました。

○西澤社長 どうもありがとうございました。

(東京電力関係者退席)

(席移動)

○下河辺委員長 ただいま東京電力の西澤社長から料金値上げ問題についてのご説明をいただきましたが、これに関連いたしまして、本日の19時より資源エネルギー庁におきまして、電力料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の第5回になりますかね、第5回の会合が開催されるというふうに聞き及んでおります。また、昨日はけさの新聞報道等でごらんいただいていることかと思っておりますけれども、総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会の第1回会合が開催されまして、電力システム改革、制度改革に関する議論がいよいよキックオフされました。

この2つの動きに関連いたしまして、XXXXXXXXXXよりこれらの状況について簡単にご報告

をいただきたいと思います。

○ [REDACTED] [REDACTED]でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3という資料をごらんいただければと思います。時間も押しているようですので、手短にご説明いたします。

これは本で行われる予定の資源エネルギー庁のほうの電気料金制度に関しての有識者会議の報告書のポイント案ということでございます。今ご議論ありましたように、これから総合計画をつくっていく上で、この有識者会議のご指摘を十分に踏まえた上で料金の原価等々をつくっていかなければいけないということで、それに関するポイントだけかいつまんでご説明いたします。

まず基本的な考え方3つ書かれております。基本的に認可時はきちっと原価分の査定を行うということ。それから、事後評価としては一般電気事業者による説明と行政による事後チェックというこの組合せでしっかりやっていくというのが1つ。

それから、2点目でございますが、あるべき適正な費用のみの回収を認めるということでございます。

それから、3つ目でございますが、これはこれまでの安定供給という言葉だけではなくて、後段にございます他者の供給力、需要側の取組等も活用した安定供給確保に転換するといったようなことがうたわれております。

それから、ちょっと下のほうに目を移していただいて、3. 原価の適正性の確保ということで2点指摘されております。まず①に書いてある部分でございますが、原価として認めることが適当ではない費用があるのではないかと指摘ございまして、優先度の高い費用に重点化して原価に入れるべきという観点から、ページをおめくりいただきまして、広告宣伝費、寄付金、団体費等について、例外一部あるようでございますけれども、料金原価に算入することを認めるべきではないという指摘がなされております。

それから、2点目として、経理効率化の織り込み方法ということで、これは費目ごとにある種のメルクマールのようなものを充てながら経理効率化努力を織り込んだ原価査定を行うべきだという形のご指摘がなされております。

それから、3ページ目でございますが、4. 新しい火力の入札ということで、3行目でございますが、原則すべての火力電源について、IPP入札を実施するという方針が出されております。

それから、3ページ目の下でございますけれども、5. 公正かつ適正な事業報酬ということで、レートベースの対象資産の範囲については、2行目でございますが、長期停止発電設備については、緊急時の即時対応性、将来の稼働の確実性等を踏まえて算入の可否を判断するといったご指摘がございます。

それから、②でございますが、事業報酬率、こちらは震災後の状況を勘案しながら、過大な利益が生じないよう、一方資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から適正な事業経営リスクを見極めた上で設定するということが指摘されております。

それから最後でございますが、4ページ目、6. でございますけれども、ここで2点、①でございますけれども、原価算定期間ということで、近年は単年度での原価算定期間で料金の申請を出していたわけですが、そこを中期経営計画が反映されるように3年を原則とするということが指摘されております。

それから、そのすぐ下②でございますけれども、電源構成の変動への対応ということで、従来燃料調整制度というのがございますが、今の原発の状況なんかも踏まえて、一番最後でございますように、電源構成による原価の変動分のみを料金に反映させた形で改定を認めるというような格好で、電源構成が変わることによる調整制度を入れてはどうかという指摘がなされております。

以上、主にこれから総合計画に向けて関連する部分のみをピックアップしてのご説明でございますが、料金の関係では以上でございます。

それから、今委員長からご指摘もありました電力制度改革の見直しも昨日から総合資源エネルギー調査会のほうで議論がスタートしております。こちらのほうは月に1回程度の検討ということで、大体ゴールが5月、6月あたりということのようでございますけれども、電力システム、送配電の部分はどうするか等々も含めて総合的な検討が行われているということでございますので、こちらのほうもしっかり見ながら、総合計画等々の検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対するご質問、またはその有識者会議並びに電力システム改革専門委員会の両方に委員としてご参加されておられます松村委員のほうから、何か特段ご意見。

○松村委員 いえ、つけ加えることはありません。

○下河辺委員長 よろしいですか。はい。

それでは、何かご質問は特にございますか。 [REDACTED]

○ [REDACTED] 今ご説明ありましたが、電力のシステム、5月、6月ぐらいまでに答えを出すということなのですか。

○ [REDACTED] 今伺っておりますのは、議論を進めてどこまで詳細な設計ができるかというのはまだちょっとわからないところですが、その方向性については一定のものを出したいというふうにお聞きしております。

○ [REDACTED] 原価の要素もそうなのですが、より大きな根本的な問題について問題を避けて通っていて、ディテールの話いきなり入るとするのは結果としては余り賢いやり方ではないような気がするんですね。それから、電力のシステムも世界じゅうでいろいろなことをやっているのでしょうか、 [REDACTED]

[REDACTED] これ1回やってしまうとなかなか非可逆的な変化が起きるので、やはりそこは慎重にやるべきではないかなという気がするんですね。

私は最近、さっきは東京電力がいたので余り言わなかったのですが、最近新聞なんか見ているいろいろな議論が出ております。それで、その中で大ざっぱな議論として、どうもその原点のところを踏み間違えている結果としてさまざまな議論が断片的に出て、それがまた非常に1つの組み立てができないような話が出ているような気がするんですね。原点をやはり一回振り返ってみたいと思うんですね。私は細かいディテールの話については余り関心がありません。大局的な話だけですが、私がもし考えが間違っているのだったら教えていただきたいと思うんですが。

やはり東京電力の問題というのは、日本の国の死活を決する大事な問題ですが、それをやるときに一番大切なことは、やはり「本立ちて道生ず」という言葉がありますけれども、根本の問題をきちんと整理してからだんだん具体的な問題に入っていくということが非常に必要なんだと思うんですね。

根本に解決すべき課題というのは何だといったら、1つは電力の安定供給ということなんです。安定供給というのはこれは量的な問題だけではなく、コストがリーズナブルであるとか質が良質のものであるとかというものも含めた安定供給を解決するのが最も重要な課題である。それと裏表一体の関係に立つのが賠償とか除染とか廃炉とかいう経費をどう回収していくかという2つだと思うんですね。さらにもう1つ挙げるならば、その電力を安定供給する体制の中

で、人的な士気の維持とか人材技術の確保というのはすごく大事になっていくだろうと思う。

それをやっていく上でのテーマというのは緊急非常の対策と恒常的な対策に分かれるんだと思うんです。緊急非常な対策というのは、これはまず第一に、上がってしまったコストを回収するための値上げということでありまして、この値上げというのは私は基本的には今ある制度で値上げをしていくというのが基本だと思います。ただ、今の仕組みというのはいわゆる安定供給も賠償も除染も廃炉も全部一時的に東京電力の責任だということになってますから、その料金ということでどこまで回収したらいいんだということは制度的にわからない仕組みになっていますね。一時的に全部東京電力の責任だということは、最終的には全部政府の責任だということになるわけでありまして、これもし何もできないまゝいけば政府が責任とらなくてはいけなくなるのだということを頭に置いて、やはりこれは速やかにコストを回収させるということが大事だと思います。

そのコストを下げるためには原価要素の話ではなくて、やはり原子力発電の早期稼働というのは絶対必要なものであって、それについて政府が明確な意思表示をしないで各論のディテールの議論に突っ込んでいっているというのは、私はどうも物事の順序が逆なのではないかという気がいたします。

それをだから、緊急対策としては値上げと原子力だと思うんですね。あと、恒常的な対策としては、今一元的には全部団子になっているものを責任範囲を明確にしなければ、料金で回収する範囲がどこだということは本当に本質的にわからないことになってしまうので、ということはすべてが政府の責任だということになるわけでありまして、責任範囲を明確にすると。そして、新しい東電の姿というか電力事業の姿というのを考えていくということなのですが、これはどちらかといえば、言ってみれば拙速ではなくて慎重に考えた上で、十分確信を持ってこういう形がいいんだというふうにするべきであって、3月末の総合計画だとか6月だとか自分で勝手にデッドラインを引いて、その中で思いついたことをやっていくというような形ではきっと後で後悔するのではないかという気がいたします。

そういう意味で言うと、対処するための姿勢というのはどうなるのかというと、やはり現実をまず真っ直ぐ見るということが大事であり、その現実に対して根本的な対策をきちんと打ち出していくということがすごく大事だと思うんですね。今申し上げた値上げとか原子力発電の早期稼働とか人材技術、士気の維持というのは、これはもうまさに一番根本なので、それらについて政府が基本的な考え方を明らかにしないで、さまざまな議論を新聞にリークするという

ような形で議論が混乱しているというのでは、まさに何も始まらないということになるように思います。政府はどうも世論を気にしているということなのでしょうけれども、今も申し上げたような基本については余りはっきり言わない。それで、むしろ規模的に見ると必要ではあるけれども、既に計画が相当詰まっている、そしてその規模としては2桁、3桁数の少ない問題である合理化の深堀りの話ですとか、あるいは慎重に検討して決めて千載に悔いを残さないようにする責任問題の区分ですとか、あるいは事業の形態の最適化ですとか、というのをやっていかなくちやいけない。それを先に出してしまって、根本問題を置いてきぼりにしているような気がします。

急病人というのはまずは応急手当をして、症状を安定させてから抜本的な治療ですとか生活改善なんかを言うべきものであるのに、後のほうの議論が先にきているような気がするんですね。それは一体何でそうになってしまうのかというと、やはり緊急事態に対応する鉄則というのは、人の気持ち、民意というのは迎えるべきもの、追随すべきものではなくて、それに対して強いリーダーシップをリードするということが必要なんだと思うんですね。それから、見たくない現実というのはやはり見ないで済むんじゃなくて直視すべきだと思いますし、聞きたくない現実も聴取すべきであると。言いにくいことを早く言ったほうがいいというのが大者の鉄則だと思うんですよ。それを全部先送りしているような感じがします。

あとは、それがきちんとすれば、あとは新生東電というのは一体どういう形なのかという、先ほどあった議論、それから責任範囲というのは実現可能なものとしてどこまでを企業の責任とするのか、そしてその企業としての責任ということは自立的な経営においてカバーできる範囲内に目標を限定するということを意味するのですが、それをやっていかなくちやいけないということ。

今の原子力損害賠償支援機構というのは全部団子になる前提での仕組みでありますから、これは暫定的で移行過程の形でしかない。それは結局すべては一時的に東京電力の責任とされているために何が起こるかということ、政府は賠償、除染その他の問題に対する責任意識が甘くなっています。それから、東京電力は今一生懸命緊急対処やっているとありますが、いずれ無力化したり他律的にすべてを決めてもらおうというふうになっていくような形になっていくのではないかというふうに思います。

しかし、いずれにしてもすべて最後にくるのは国民負担なのか利用者負担なのか、日本経済全体が打撃を受けて負担することになるのかということになりますから、政府の責任だという

ことなんですよ。そこのところはやはりできるだけ早く責任区分を明確にして、そして経営形態を検討していかなければいけないのですが、その前提として、これはそう簡単には1カ月、2カ月、3カ月なんかとてもできるとは思えませんから、やはりまずは応急対策を打って、緊急の対応は何とか一応小康状態を保つというふうにしておいてから、時間をかけてやっていくべきではないかという気がします。

どうもこの種の話というのは日本人の一番苦手な話で、見ていると常に現実から目をそらす、嫌な現実から目をそらす。そして、それを説明することも避けて通るというような、歴史には枚挙にいとまないぐらい例があるんですが。これは私が勝手にそう思っているのもその心配はないというのであればもうそれ以上言うことはないのですけれども。そういうふうに見るといのは間違っているのでしょうかね。

○ 1つだけ質問していいですか。質問ですから。私なりにの言われるのを理解しているつもりなのですが、ここは現在機構としての議論をしているわけですね、この場はですね。したがって、今の意見が政府がトータルで決めなくちゃいけないようなことについてここで議論するというのはかなり難しい話で、これは場所がちょっと違うと思うんですよね。したがって、としてこの機構がのご意見をどのように議論して、あるいは政治に反映しろとおっしゃるのでしょうか。そこが聞きたいのですが。

○ 言われるように、機構という形になったときに、今私の申し上げたことすべてが機構の課題にはならないんですよ。ただし、機構は政府の政策のアサインメントを明確にもらった上でその仕事をするわけですよ。そのアサインメントを明確にしてもらいたいということは機構から政府に対して言ってもいいことではないかという気はします。

○ 下河辺委員長 貴重なご意見ありがとうございました。何かございますか、。

○ いや、委員長がじっと見られたので。私どもは法律上仕事ははっきり決まっています、賠償と事故の収束と安定供給、その安定供給は当面だけではなくて中長期の低廉な安定供給ということでございます。その3つがトレードオフの関係にあることが結構多いものですから、それで苦労してどういうパッケージをつくるかというふうに行っているわけでございまして、そこは委員の皆様方にそのパッケージについて具体的に議論していく中でどういうパッケージを現実にもとめなくちゃいけないのか。特に3月末は決算の時期で不可避でございますので、現実的にはとにかく3月末にどういうパッケージを今の法律体系のもとでまとめるかということで一生懸命やらさせていただきたいと思っております。

○

堂々とそういう

ことを言い続けていただければ、本当に正しいのであれば説得できるのではないかと思います。ただ、この点については恐らく同意していただけないとは思いますが。この場でいくら演説しても国民には届かない。演説される場所は別の場所のほうが効果的なのではないかと思います。

○ この場所がそういう議論のまさに結論を出す場所だとは私は思って言っているわけではないんですよ。ただ、我々の仕事というのはある座標軸の上に乗っかっているわけでありまして、座標軸の中の自分の座標をどう認識するかということなしに仕事というのは進まないものですよね。

ただ、ここでもってその方向をここで決めろという話を私は申しているのではなくて、そういうことを頭に置いて、例えば執行部は政府との折衝に当たることがあるでしょうから、そういうときにきちんとした政府の姿勢を問うべきではないかと、上のほうのですね、という気はするんですけどもね。それだけです。別にここで結論をいただきたいとは思ってない。私が決定的に間違っているのであればご指摘いただければそれはいいことなんですけれども、それでもなさそうだというのなら、それはこのままで置いておくしかないだろうと思います。

○ 提案させてください。先ほど事務局長おっしゃられたとおり、これを今我々が議論していることをやらないと東電つぶれちゃいますので、とにかくのご意見はご意見として伺って、とにかく東電の問題、新生東電に向かって今足もとの議論を早急にやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ どうぞ。

○ 下河辺委員長 その点についてはご出席執行部含めて何ら異論がないところだと思いますので、きょうはからご発言のありました問題提起は一旦この程度でペンディングという形にさせていただきたいと思います。

時間が大分押していますけれども、幾つかきょうの運営委員会で処理をいたしたいことがございますので、議事を再開いたします。

次の議題は、東京電力から昨年12月27日付けで追加の資金援助申請がまいっておりますが、

この資金援助申請に伴いまして、緊急特別事業計画の変更とこれに伴う当機構の予算及び資金計画を変更する必要が生じております。これは当機構の定款上、運営委員会の決議事項となっております。本日は緊急特別事業計画の変更案が事務局及び東京電力によって作成されておりますので、これに伴う予算及び資金計画の変更の案とあわせて担当の[]より簡単にご説明をいただきます。お願いいたします。

○ [] []でございます。時間が押しておりますので、極めてかいつまんでお話をしたいと思います。

資料4をごらんください。緊急特別事業計画の計画変更についてでございます。今般計画変更を行うことになった背景でございますけれども、自主的避難にかかわる賠償額の増加、それから精神的損害の賠償基準の見直し、そして算定期間の見直し、この3つの要素でおおむね約6,900億円程度の要賠償額の増加が見込まれております。

また同時に、損害賠償の支払いをやってみて、さほど迅速に支払われていないのではないかとこういう問題があったり、あるいは半分ぐらいまでしか請求いただいていない、あるいはまだ財物の賠償基準を定めていないということから、改善の要望が寄せられていたというところがございます。

そこで、今回これらの背景、それからご要望を踏まえまして、4点の改善を行っております。1つは、賠償対応人員を1万人超にするということ。それから、賠償処理手続きについてスループットの目標を設けて迅速化をするということ。それと、賠償の請求をしていただいてない方がまだいらっしゃいますので、その掘り起し策を実施するという。それと、要望の多い財物に係る賠償について、順次基準を定めて賠償を開始していくこととございます。

こういったことを含めまして、賠償額が約1兆7,000億円に増加するというところで計画変更を認めていただきたいというふうに考えております。

それと資料5につきましては、今回の要賠償額の変更に伴いまして、予算と資金計画の変更をいたしたいと存じております。それと、若干技術的ではございますけれども、リース物件の評価について計算方法を少し変えましたので、これについても変更いたしたいと思っております。いずれも主務官庁とは事前には調整済みのものがございます。

それと、資料6でございますけれども、財政法28条に基づきまして、機構の平成24年度予算についてこういった額になるのではないかとこの見通しを予算書類として掲載することが義務付けられております。ただし、機構の場合はまだ平成24年度予算というのは存在いたしません

ので、こちらにつきましては平成23年度予算、これ7カ月分なのですが、7分の12倍したものを機械的に掲載させていただきましたので、これもご了解いただきたいというふうに存じております。

以上、資料4の緊急特別事業計画の計画変更案、それと資料5の機構の予算及び資金計画の変更認可申請につきご審議の上、了承いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

何か特にご質問ございますでしょうか。

特になければ、ただいま報告を受けました緊急特別事業計画の変更、これに伴う予算及び資金計画の変更について、議決をさせていただきたいと思っておりますけれども。

ご異議なしということでご承認いただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、本件については本日主務大臣に申請をするということにいたします。

これを受けて、実際のところ緊急特別事業計画の変更についての大臣認定はいつぐらいが予定されるわけですか。

○XXXXXXXXXX 大臣認定は実務的にはとにかく2月10日まではやらないと決算間に合わないというタイミングは重ね重ね伝えてございます。

○下河辺委員長 わかりました。

それでは、本日の議事は以上になります。

今回の運営委員会の議事録については、これまでと同様事務局にて作成し、後日委員の皆様にご確認していただいた上で確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

また、本日は「緊急特別事業計画」の変更等を議決しましたので、大臣申請後に、申請した旨をプレスリリースいたしますが、計画自体は主務大臣認定を受けるまで、非公表となります。

本日はプレスブリーフィング等を行いませんが、プレス対応は私と事務局にて、統一的に対応いたします。なお、この点に関連して、毎回口頭で申し上げておりますが、改めてペーパーの形にしてお配りしておりますので、再度ご確認いただければと思います。

また、緊急計画の変更の主務大臣認定を受けた際には、記者会見を開催する予定です。

次回の運営委員会は2月23日の16時からの開催を予定しておりますので、ご都合がつく範

囲でご出席いただければと思います。詳細につきましては、追って事務局よりご連絡させていただきます。

それでは本日は、ありがとうございました。

午後 18時3分 閉会